

官報

号外 昭和六十年五月三十一日

○第百二回 衆議院會議録 第三十二号

昭和六十年五月三十一日(金曜日)

議事日程 第二十七号

昭和六十年五月三十一日

午後二時開議

- 第一 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)
- 第五 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○本日の会議に付した案件

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院回付)

日程第一 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号

出

日程第三 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

日程第五 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参議院回付)

午後二時三分開議
○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

参議院から、第百一回国会、内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会、内閣提出)(参議院回付)

○議長(坂田道太君) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参議院回付) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長今井勇君。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔今井勇君登壇〕

○今井勇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引き上げ、標準給与の月額の上上限の引き上げ等を行おうとするものであります。

本案は、去る三月二十八日本委員会に付託され、五月二十二日佐藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月二十八日質疑を行い、同日質疑を終局しました。

次いで、自由民主党・新自由国民連合から、施行期日を「公布の日」に改める等と内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、日本共産党・革新共同から原案及び修正案に対し反対討論が行われ、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決されました。よって、本案は修正議決すべきものと決しました次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参議院回付) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 住民基本台帳法の一部を改正する法律案 一〇三三

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第二、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長戸井田三郎君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔戸井田三郎君登壇〕

○戸井田三郎君 たいい議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、本年六月から医療特別手当の額を月額十萬四千四百円から十萬八千円に引き上げるとともに、医療特別手当の引き上げに準じて特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額をそれぞれ引き上げようとするものであります。

本案は、去る二月十四日に付託となり、四月四日増岡厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終りましたところ、自由民主党・新自由国民連合より、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

また、恒久平和への決意及び被爆者対策充実に

関する件について、「本委員会は、二度とあのような惨禍に見舞われることのないよう改めて恒久平和への決意を表明するとともに、政府は、死没者を含めた実態調査を行い、更に被爆者対策の充実に努めるべきである。旨の決議を行いました」とを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(坂田道太君) 日程第三とともに、日程第四及び第五の両案は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、三案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

日程第三 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

日程第五 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(坂田道太君) 日程第三、住民基本台帳法の一部を改正する法律案、日程第四、行政書士法の一部を改正する法律案、日程第五、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。地方行政委員長高島修君。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書

行政書士法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〔高島修君登壇〕

○高島修君 たいい議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案についての地方行政委員会における審査の結果を御報告申し上げますとともに、行政書士法の一部を改正する法律案及び住居表示に関する法律の一部を改正する法律案についての趣旨弁明を申し上げます。

まず、住民基本台帳法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、住民基本台帳制度における住民に関する記録のより一層適正な管理を図ろうとするものであります。

その内容の第一は、住民記録の適正な管理を図ることを住民基本台帳制度の目的の一つとして位置づけることとしております。

第二は、市町村長は住民記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるとともに、何人も、住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を使用する場合に当たっては、個人の基本的な権利を尊重するよう努めなければならない旨を定めることとしております。

第三は、住民基本台帳の閲覧について、請求者はその請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかとなるときは不当な目的に使用されるおそれがあること等の当該請求を拒むに足る相当な理由があるときは、当該請求を拒むことができるものとするにとともに、閲覧対象事項の制限を行うこととしております。

第四は、住民票の写しの交付について、戸籍の謄抄本の交付に準じて、請求者はその請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかとなるときは当該請求を拒むことができるものとするとともに、住民票記載事項証明書の制度等を行うこととしております。

第五は、戸籍の付票について、戸籍に準じてその閲覧を廃止するとともに、その写しの交付については住民票の写しの交付に準ずることとしております。

を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかとなるときは当該請求を拒むことができるものとするとともに、住民票記載事項証明書の制度等を行うこととしております。

第五は、戸籍の付票について、戸籍に準じてその閲覧を廃止するとともに、その写しの交付については住民票の写しの交付に準ずることとしております。

本案は、四月四日当委員会に付託され、同月十八日古屋自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨五月三十日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、市町村の窓口事務に混乱を来すことのないよう配慮すること等四項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、行政書士法の一部を改正する法律案及び住居表示に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

両案は、昨三十日地方行政委員会におきまして全会一致をもって成案と決定され、委員会提出法律案として提出されたものであります。

まず、行政書士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、行政書士業務の適正化に資するため所要の改正を行うとするものであり、その内容の第一は、行政書士となる資格の認定の全国的な統一を図る等のため、都道府県の行政書士会が行っている行政書士名簿の登録を日本行政書士会連合会が一元的に行うこととしております。

第二は、行政書士の登録の申請をした者が心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者または行政書士としての適格性を欠く者であるときは、登録を撤回しなければならず、また、偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければなら

らないこととし、登録の取り消しを受けた者は、二年間は行政書士となる資格を有しないこととしております。

第三は、日本行政書士会連合会に資格審査会を置き、登録の拒否等について必要な審査を行わせることとしております。

第四は、現行法では、行政書士の受ける報酬は行政書士会の会則で定める額を超えてはならないとされておりますが、類似の制度との均衡等を考慮して、これを削除することとしております。

第五は、自治大臣は、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めることとしております。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、住居表示の実施に当たって、旧来の町名等がより一層尊重されるよう所要の改正を行おうとするものであります。

その内容の第一は、町または字の名称を新たに定めるときは、できるだけ従来の名称に準拠するとともに、読みやすく、かつ簡明なものにしなければならないこととしている現行第五条後段の規定を削除し、同条に第二項を設け、まず、新たな町または字の区域を定めた場合には、当該町または字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないことを基本とし、これによりがたいときに限って、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものにしなければならないこととしております。

第二は、住居表示の実施に伴い変更された由緒ある町名等の継承を図るため、市町村は、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととするともに、その事務について、自治大臣または都道府県知事は、市町村に対し、報告を求めまたは技術的な援助もしくは助言をすることができるとしてお

ります。

以上が両案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

なお、当委員会において、政府は旧来の町名等ができる限り消失せしめないよう市町村に対して指導すること等、町名等の保存及び継承に関し決議が行われたことを申し添えます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。まず、日程第三につき採決いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十八分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 増岡 博之君
農林水産大臣 佐藤 守良君
自治大臣 古屋 亨君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 稲葉 誠一君 補欠 新村 源雄君

農林水産委員

辞任 太田 誠一君 補欠 白川 勝彦君

菊池福治郎君 谷垣 禎一君

上西 和郎君 渡辺 嘉蔵君

新村 源雄君 辻 一彦君

津川 武一君 中川利三郎君

白川 勝彦君 太田 誠一君

谷垣 禎一君 菊池福治郎君

辻 一彦君 新村 源雄君

波辺 嘉蔵君 上西 和郎君

中川利三郎君 津川 武一君

波辺 嘉蔵君 上西 和郎君

津川 武一君 中川利三郎君

津川 武一君 中川利三郎君

津川 武一君 中川利三郎君

津川 武一君 中川利三郎君

津川 武一君 中川利三郎君

津川 武一君 中川利三郎君

地方行政委員

辞任 五十嵐広三君 補欠 金子 みつ君

外務委員

辞任 八木 昇君 補欠 網岡 雄君

社会労働委員

辞任 網岡 雄君 補欠 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

網岡 雄君 八木 昇君

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告

法務委員

辞任

補欠

稲葉 誠一君
小澤 克介君
角屋堅次郎君
山本 政弘君
山本 政弘君
小澤 克介君

辞任

補欠

齊藤滋与史君
箕輪 登君
塚田 延充君
仲村 正治君
二階 俊博君
滝沢 幸助君
坂田 延充君

辞任

補欠

甘利 明君
奥田 敬和君
加藤 卓二君
小杉 隆君
齊藤滋与史君
坂本三十次君
奥田 敬和君

辞任

補欠

中井 治君
塚田 延充君
中井 治君
上野 建一君
山中 末治君
小川 省吾君
嶋崎 謙君
上野 建一君

辞任

補欠

田邊 國男君
森 清君
田邊 國男君
森 清君

(議案提出)

一、昨三十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)
住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

(議案付託)

一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)
社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
半島振興法案
工場抵当法の一部を改正する法律案
一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案

(回付議案受領)

一、今三十一日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。
児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第一百回国会本院議決案)
(質問書提出)
一、去る二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
大気汚染防止法逃れの小型ボイラー多設置に
関する質問主意書(草川昭三君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員矢山有作君提出天皇誕生日を日本のナショナル・デーとしてすることに關する質問
に対する答弁書

天皇誕生日を日本のナショナル・デーとして
いることに關する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和六十年四月十八日

提出者 矢山 有作
衆議院議長 坂田 道太殿

天皇誕生日を日本のナショナル・デーとして
いることに關する質問主意書

從來から世界各國は、それぞれ一年のうち一日
を國の記念日(ナショナル・デー)として定め、國
内での行事のほか、特に在外公館では年に一度の
最大の行事として、駐在國の要人、外交官などを
招いて祝賀行事を行つてゐると聞く。

日本においては、このナショナル・デーは、戦
前からの慣行に従い天皇誕生日(四月二十九日)を
あててゐるといわれるが、このことについて以下
のとおり質問する。

一 ナショナル・デーを定めて特別の行事を行う
ことは國際的な慣習のように思われるが、政府
はこのナショナル・デーといふものが、國內的
及び對外的にいかなる意義をもつものと理解し
てゐるか。

また、これは國際的には、いつ頃からの慣習
なのか。

二 諸外國においては、その國のナショナル・
デーにはどのような行事が行われてゐるか。

三 日本政府は、外國政府あるいは在京大使館に
對し、四月二十九日を日本のナショナル・デー
とする旨の通報を行つてゐるか。行つてゐると
すれば、どのように通報してゐるか。

四 日本は在外公館においては、ナショナル・
デーにどのような行事を行つてゐるか。

五 日本國內において、外務省及び皇居ではどの
ようなナショナル・デーの行事を行つてゐるか。

過去五年間の各年度について明らかにされた
い。

八 天皇誕生日を日本のナショナル・デーとして
いる法的根拠及び理由は何か。

九 天皇誕生日を日本のナショナル・デーとする
ようになったのは、いつ頃からか。

十 外務省の資料によれば、四月二十九日をナ
ショナル・デーと定めた経緯は次のようなもの
とされてゐる。

すなわち、一九五二(昭和二十七年)年十二月
の次官會議の席上、外務省よりのナショナル・
デーに關する質問に對し、宮内庁より「外國に
對する日本のナショナル・デーは従前どおり天
皇誕生日とする」旨の回答があり、これによつ
て戦前からの慣行をそのまま受け継いで、今日
まで天皇誕生日を日本のナショナル・デーとし
てきた、という。

これは事實か。

十一 日本はナショナル・デーについて、政府は
國民に對して、どのように周知させてきたか。

十二 外國の例を見ると、大部分の國が獨立記念
日、革命記念日など、現在の民主主義體制が成
立した日をもつてナショナル・デーにあててい
ることがわかる。例えば、西側主要國のうちの
先進國首腦會議(サミット)参加國について見れ
ば、次のとおりである。

アメリカ 七月四日(獨立記念日)
イギリス 六月の第二水曜日(女王の誕生
日は四月二十一日)
フランス 七月十四日(フランス革命記念
日)
西ドイツ 五月二十三日(西ドイツ基本法
公布の日)

イタリア 六月二日(共和國宣言記念日)
カナダ 七月一日(カナダ自治領成立の
日)

日本は一九四七(昭和二十二年)年の日本國憲
法の施行によつて、明治憲法下の天皇主權を

改め、新たに国民主権の民主主義国家として生まれかわった。このことから考えれば、戦後の日本においては、ナショナル・デーは民主主義国日本の出発の日である憲法記念日(五月三日)をもつてあてべきだと私は考える。

政府の考えはどうか。

十三 右のような理由から、今後適当な機会に日本のナショナル・デーを、天皇誕生日(四月二十九日)ではなく、憲法記念日(五月三日)に定め直すべきだと考えるが、政府の考えはどうか。右質問する。

内閣衆質一〇二第二八号

昭和六十年五月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員矢山有作君提出天皇誕生日を日本のナショナル・デーとしてすることに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員矢山有作君提出天皇誕生日を日本のナショナル・デーとしてすることに關する質問に対する答弁書

一について

ナショナル・デーは、主として外国との関係において相互に国家と国民の繁榮等を祝し合う日と考えられているが、その慣習が國際的に始まった時期は明らかでない。

二について

ナショナル・デーには、その国の特定の祝日が充てられるのが通常であるので、一般的には、国内において当該祝日に關連した行事が行われ、国外において在外公館長の主催によるレセプションが行われている。

三について

四月二十九日が日本のナショナル・デーであることについては、外国政府に対して在外公館

から文書等により通報しており、また、本邦においても外務省発行の外交団リストにその旨を記載している。

四について

在外公館においては、その国の政界、官界及び財界の要人、報道関係者、外交団並びに在留邦人等を招待してレセプションを行っており、任国における重要な外交活動の場の一つと認識している。

五について

四月二十九日には、外務大臣主催により、在京大使等及び我が國の關係者を招待してレセプションを行っている。

なお、皇居においては、ナショナル・デーとしての行事は行われていない。

六について

政府としては行っていない。

七について

御質問の費用は、次のとおりである。

昭和五十六年 六千三百万円

昭和五十七年 六千三百万円

昭和五十八年 六千三百万円

昭和五十九年 六千三百万円

昭和六十年 (集計中)

八から十までについて

天皇誕生日を日本のナショナル・デーとする法令の規定はなく、長い間慣行として行われているものであるが、それが始まった時期、経緯等は必ずしも明らかでない。

十一について

政府としては、特に国民に周知するための措置はとっていない。

十二及び十三について

政府としては、天皇誕生日を日本のナショナル・デーとしていることは現行の憲法下においても定着しているもので、これを変更することは考えていない。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十八日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出自賠責保険の保険料値上げに關する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年六月八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出衆議院議決審査)

貴院から送付された右の案は本院において修正議決した。

昭和六十年五月三十一日

衆議院議長 坂田 道太殿

参議院議長 木村 睦男

衆議院議員 坂田 道太殿

第三條第一項中「別表第一」を「政令」で改め、同條第二項第十四号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改める。

第三條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

12 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前

の児童をいい、同日以後引き続き中学校(盲

学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む。)に

在學する児童を含むものとする。

第七條第一項中「翌月」の下に「(以下この項にお

いて「支給開始月」という。)を、「消滅した日」の

下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しな

くなった後再びその要件に該当するに至つた場合

においては、初めて受けた認定に係る支給開始月

とする。の初日から起算して七年(手当の支給要

件に該当しなくなった後再びその要件に該当する

に至つた場合においては、その該当しなくなった

日からその再び該当するに至つた日までの期間を

加算するものとする。を經過した日の前日(その

經過した日の前日において、義務教育終了前の児

童がいる場合においては、義務教育終了前の児童

がいなくなった日の前日)のうちいずれか早い日

を加え、同条第四項を削る。

附 則

(支給要件に關する経過措置)

第二条 この法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)第四條第四項の規定は、前条第一項ただし書に規定する政令で定める日以後に父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消したことにより同条第一項第一号に該当するに至つた児童についての児童扶養手当(以下「手当」という。)に關して適用する。

(支給期間に關する経過措置)

第五条 この法律の施行の際、この法律による改正前の児童扶養手当法(以下「旧法」という。)第六條の規定による認定を受けている者又は同条の規定による認定の請求をしていない者であつて新法第六條の規定による認定を受けた者(以下「既認定者等」という。)に對する手当の支給については、新法第七條第一項中「支給開始月(手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合においては、初めて受けた認定に係る支給開始月とする。の初日」とあるのは「昭和六十年八月一日」と、「七年」とあるのは「七年(児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行後

に」とする。

一〇三五

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参議院回付)

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参議院回付) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇三六

(費用負担に関する経過措置)

第六條 既認定者等に係る手当の支給に要する費用は、前項の規定による改正前の児童扶養手当法(次条第二項において「旧法」といふ)第六條の規定による規定を受けている者又はこの法律の施行の開始の日における認定を受けている者又はこの法律の施行の開始の日における認定を受けている者であつて新法第六條の規定による認定を受けたもの(次条第一項において「既認定者等」といふ)の負担とする。

(手当の支給事務に関する経過措置)

第七條 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

2 前項の規定による昭和六十年七月以前の月分の手当の支払に関する事務については、旧法第三十二條の規定は、なおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第九條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第六項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に改める。

第六十條第六項中「第三項第三号ただし書」を「第三項第二号ただし書」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六 児童扶養手当に要する経費

第十條の四第七号中「児童扶養手当」を削る。

第三十六條及び第三十七條を次のように改める。

(児童扶養手当に要する経費に係る特例)

第三十六條 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第六條に規定する費用については、第十條の規定にかかわらず、国が、その全額を負担する。

第三十七條 削除

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十一條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第三項第三号ただし書」を「第三項第二号ただし書」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十二條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

(支給期間及び支払期月)

第五條の二 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとする。

第十六條中「第七條」を削り、「又は低下し」との下に「同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とを、「第九條第二項」との下に「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」とを加える。

第二十六條中「第五條第二項」の下に「第五條の二」を加え、「第七條」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「第三條第二項第十六号」を「第三條第三項第十五号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第三項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條中「第三條第二項第十七号」を「第三條第三項第十六号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第三項第二号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十五條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第三項第三号ただし書」を「第三項第二号ただし書」に改める。

に改める。

附則第六條第四項中「第三項第三号ただし書」を「第三項第二号ただし書」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三條第二項第十七号の二」を「第三條第三項第十七号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第三項第二号」に改める。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十年三月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一條を加える。

(昭和六十年年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十六 前条第一項の規定の適用を受け

以上二十年未満であるものに係る年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十二万六千三百円

達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

同条の次に次の一条を加える。

（昭和六十年度における新法の規定による年

五十九年三月三十一日以前に新法第三十
条第一項第二号の障害給付の請求をした任

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法

一〇三八

又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金。その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十七万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額(その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円))

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第四条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和六十年年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四条の十二 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十六万二千八百四十八円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額

が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十六第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとす。

2 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十六万二千八百四十八円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十七第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二(昭和五十二年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二)」と読み替へるものとす。

3 昭和五十五年一月一日以後昭和五十九年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員について、当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第四条第三項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「二十四万円」とあるのは

「五十六万二千八百四十八円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十七第一項」と読み替へるものとす。

4 旧法第三十七條の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七條の三第五項、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七條の三第六項又は五十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七條の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一条第二項の規定は、第一項、第二項又

別表第十二(第一条の十六、第二条の二十七関係)

年 額 の 区 分	率	額
一、二七五、〇〇〇円未満	一・〇三五	
一、二七五、〇〇〇円以上五、二六、一三〇円未満	一・〇三一	五、一〇〇円
五、二六、一三〇円以上	一・〇〇〇	一六六、八〇〇円

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	八〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円未満
第二級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上
第三級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上
第四級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円未満
第五級	一〇〇、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上
第六級	一〇五、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上
第八級	一二〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上
第九級	一三〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上

和六十年

律案及び同報告書

1040

農林水産委員長 今井 勇
衆議院議長 坂田 道太殿

三
目
上役の浮陽具参入多立とに舞三糸の規

速やかに適正な利子を付して、その減額分の補

及び保健手当の額については、なお従前の例に

については、なお従前の例に

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当及び原子爆弾小頭症手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 医療特別手当の額の引上げ

認定被爆者であつて、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を月額十萬四千四百円から十萬八千円に引き上げること。

2 特別手当の額の引上げ

認定被爆者であつて、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに支給する特別手当の額を月額三萬八千四百円から三萬九千八百円に引き上げること。

3 原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を月額三萬五千八百円から三萬七千七百円に引き上げること。

4 健康管理手当の額の引上げ

造血機能障害等特定の障害を伴う疾病にかかつている被爆者に支給する健康管理手当の額を月額二萬五千六百円から二萬六千五百円に引き上げること。

5 保健手当の額の引上げ

爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者に支給する保健手当の額を

月額一萬二千八百円から一萬三千三百円に引き上げるとともに、厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者に支給する保健手当の額を月額二萬五千六百円から二萬六千五百円に引き上げること。

6 施行期日

この法律は、昭和六十年六月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当及び原子爆弾小頭症手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につき、修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十年年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として二十二億四百三十万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十年五月三十日

社会労働委員長 戸井田三郎

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

公布の日

1 この法律は、昭和六十年六月一日から施行し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二條第三項、第三條第三項、第四條の二第三項、第五條第四項及び第五條の二第三項の規定は、昭和六十年六月一日から適用する。

2 昭和六十年五月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に支給された昭和六十年六月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額とみなす。

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国家補償の精神に基づく原子爆弾被爆者等援護法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書も、被爆者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。

特に今年は被爆四十年を迎え、政府は、原爆被害者が高齢化し、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、これらの要望にこたえたとともに、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一 被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃すること。

二 被爆者について、死没者調査が行われていないのは遺憾であるので、これを行うこと。

三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所など研究調査機関相互の連携を強化するとともに、研究体制を整備充実し、その成果を被爆者対策に活用するよう、遺憾なきを期すること。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、原爆病院、財団法人原爆障害対策協議会との一体的運営が行えるよう検討すること。

五 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、万全の措置を講ずること。

六 被爆者に対する諸給付について、他制度との

関連も検討のうえ生活保護の収入認定からはずすこと。

七 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

八 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

九 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分留意し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

十 健康管理手当の認定については、制度の趣旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。

右

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

国會に提出する。

昭和六十年四月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「届出等の簡素化」の下に「を」を附し、あわせて住民に関する記録の適正な管理を加え、「行なう」を「行う」に、「増進し、あわせて」を「増進するとともに、」に改める。

第三条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「努めなければならない」を「努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要措置を講ずるよう努めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 何人も、住民基本台帳の閲覧又は住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書若しくは戸籍の附票の写しの交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な権利を尊重するよう努めなければならない。

第六条に次の一項を加える。

第六條に次の一項を加える。

3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて複製することができる。

第七条中「事項を記載する」を「事項について記載（前条第三項の規定により磁気テープをもつて複製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする」に改め、同条第七号及び第八号中「あらたに」を「新たに」に改め、同条に次の一号を加える。
十三 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

第十一条及び第十二条を次のように改める。
（住民基本台帳の閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し（第六条第三項の規定により磁気テープをもつて住民票を複製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。第四十四条において同じ。）を閲覧に供することができる。

4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかとなるとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

（住民票の写し等の交付）

第十二条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気テープを

もつて住民票を複製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載した事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは、特別の請求がない限り、第七条第四号、第五号及び第九号から第十三号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。

5 第一項の請求をしようとする者は、郵便により、同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

第十四条に次の一項を加える。

2 住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

第十五条に次の一項を加える。

3 市町村の選挙管理委員会、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることとなし、よう努めなければならない。

第二十条を次のように改める。

（住民票の写しの交付に関する規定の準用）

第二十条 第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、戸籍の附票の写しの交付について準用する。この場合において、同条第二項中「自治省令」とあるのは、「法務省令・自治省令」と読み替へるものとする。

第三十七条を削り、第三十六条を第三十七条と

し、第三十五条の次に次の一条を加える。

（住民に関する記録の保護）

第三十六条 市町村長の委託を受けて行う住民基本台帳に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第四十四条第一項中「附記を」を「付記に」、「二千元」を「五千元」に改め、同条第二項中「二千元」を「五千元」に改め、同条第三項を削り、同条を第四十五条とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十四条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項若しくは第三項の規定による住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはその一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、又は第二十条の戸籍の附票の写しの交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。本則に次の一条を加える。

第四十六条 前二条の規定による過料の裁判は、簡易裁判所がする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

理由

住民基本台帳制度における住民に関する記録の適正な管理を図るため、市町村長等の責務を明確にするとともに、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の制度を整備する等の所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、住民基本台帳制度における住民に関する記録のより一層の適正な管理を図るため、市町村長等の責務を明確にするとともに、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の制度を整備する等の所要の改正を行うものとする。その要旨は次のとおりである。

1 住民に関する記録の適正な管理を図ることを、住民基本台帳制度の目的として位置づけるものとする。

2 市町村長は、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。とともに、何人も、住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を使用する場合に当たっては、個人の基本的な権利を尊重するよう努めなければならないものとする。

3 住民基本台帳の閲覧について、その請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかとなるとき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること等の当該請求を拒むに足る相当な理由があるときは、当該請求を拒むことができるものとする。ことに、閲覧対象事項の制限を行うものとする。

4 住民票の写しの交付について、戸籍の謄抄本の交付に準じて、その請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、当該請求を拒むことができるものとする。とともに、住民票記載事項証明書の制度化等を行うものとする。

5 戸籍の附票について、戸籍に準じてその閲覧を廃止するとともに、その写しの交付については住民票の写しの交付の規定を準用する

ものとする。

6 偽りその他不正の手段により住民基本台帳の閲覧等をした者に過料を科するものとする。

7 住民基本台帳事務の電子計算機等による処理のために必要な規定の整備を図ること、市町村長の委託により住民基本台帳に関する事務の処理に従事する者等の責務を明確にすること等関係規定の所要の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、住民基本台帳制度における住民に関する記録のより一層の適正な管理を図らうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十年五月三十日

地方行政委員長 高島 修
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について善処すべきである。

一 政令及び省令の制定並びに法の運用に当たっては、関係諸団体の意見を尊重し、地方公共団体の窓口業務に混乱と支障を来すことのないよう特段の配慮を払うとともに、基本的人権の保護について行政機関、法人及び個人を問わずその周知徹底を推進すること。

二 住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付及び戸籍の附票の写しの交付については、正当な目的によるものについて支障が生じないようにするほか、不当な目的による請求のチェック及び請求者本人の確認を厳密に行う等厳正な運用

を図るとともに、個人情報の保護の観点からそのあり方についてさらに検討を進めること。

三 住民票の写しの交付については、住民票記載事項証明書の活用を努めるよう地方公共団体に對し徹底すること。

四 市町村が住民記録の電算処理を市町村以外のものに委託する場合において、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保等について遺漏を生ずることがないよう、適正な管理のあり方についての指針の設定等その対策を早急に講ずるとともに、国民が信頼するに足る制度の確立を図ること。

行政書士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

提出者 地方行政委員長 高島 修

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「左の」を「次の」に改め、「者は」の下に「第二条の規定にかかわらず」を加え、「ことができない」を「資格を有しない」に改め、同条第三号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第六条の五第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

第六条第一項中「者は」を「者が」に改め、「その事務所を設けようとする都道府県の区域内に設立された行政書士会において備える」を削り、「当該行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に、「事項につき、登録」を「事項の登録」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「行政書士会」

を「日本行政書士会連合会」に、「行ない」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政書士名簿は、日本行政書士会連合会に備える。

第六条の二第一項中「当該行政書士会」を「行政書士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本行政書士会連合会に對し、その事務所を設けようとする都道府県の区域内に設立されている行政書士会を経由して」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 日本行政書士会連合会は、前項の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書士となる資格を有し、かつ、次の各号に該当しない者であると認めるときは行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならない。この場合において、登録を拒否しようとするときは、第十八条の四に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

一 心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者

二 行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者その他行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者

3 日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

第六条の二に次の一項を加える。

4 日本行政書士会連合会は、第二項の規定により登録をしたときはその旨を、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を、当該申請者に書面により通知しなければならない。

第六条の三第一項中「当該処分をした行政書士

会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「自治大臣」に改め、同条第二項中「なんらの」を「何らの」に、「当該申請を受けた行政書士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「自治大臣」に、「当該行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に改め、同条第三項中「当該都道府県知事」を「自治大臣」に、「当該行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第六条の四(「次条第三項において準用する場合を含む。」)を削り、「遅滞なく」の下に「所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会」を加える。

第六条の五を次のように改める。

(登録の取消し)

第六条の五 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

3 第六条の二第二項後段及び第三項並びに第六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

第七条第一項中「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に改め、同項第一号中「第五号まで」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

第七条第二項中「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に、「行わない」を「行わない」に、「抹消する」を「抹消する」に改め、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第六条の二第二項後段及び第三項、第六条の

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号 行政書士法の一部を改正する法律案 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

一〇四四

第三項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。第七條の二中「申請」の下に「登録の取消し」を加え、「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第八條を次のように改める。

(事務所)

第八條 行政書士は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。

第十條の二の見出しを「(報酬の額の揭示)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「報酬」を「その業務に関し受ける報酬」に改め、同項を同条とする。

第十五條第二項中「行ない、並びに行政書士の登録に関する事務を行なう」を「行う」に改める。

第十六條中「左の」を「次の」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六條の五第一項中「又は第六條の五第二項」を削り、「当該登録を受けた」を「その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があつたときに、当然、従前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

第十八條第二項中「行なう」を「行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行う」に改める。

第十八條の二第一号中「第六号、第八号及び第九号」を「第五号、第七号及び第八号」に改め、同条第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 行政書士の登録に関する規定
三 資格審査会に関する規定

第十八條の四を第十八條の六とし、第十八條の三を第十八條の五とし、第十八條の二の次に次の二条を加える。

(日本行政書士会連合会の会則の遵守義務)

第十八條の三 行政書士は、日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。

(資格審査会)

第十八條の四 日本行政書士会連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、日本行政書士会連合会の請求により、第六條の二第二項の規定による登録の拒否、第六條の五第一項の規定による登録の取消し又は第七條第二項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本行政書士会連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、自治大臣の承認を受けて、行政書士、自治省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第十九條の見出しを「(行政書士でない者の業務の制限等)」に改め、同条第一項中「行政書士会に入会している」を削り、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(資質向上のための援助)

第十九條の二 自治大臣は、行政書士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二十四條中「第十八條の三」を「第十八條の五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の行政書士法(以下「旧法」という。)の規定により行政書士会にされている登録の申請は、改正後の行政書士法(以下「新法」という。)の規定により日本行政書士会連合会にされた登録の申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第六條の五第一項の規定により行政書士会にされている登録の移転の申請は、新法第六條の四の規定により日本行政書士会連合会にされた変更の登録の申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定により登録又は登録の移転の申請をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。

5 旧法の規定による行政書士名簿の登録は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、新法の規定による行政書士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により行政書士会が行つた登録に関する処分不服がある者の審査請求(施行日前に旧法第六條の三第二項の規定により提起された審査請求を含む。)については、なお従前の例による。

7 新法第六條の五の規定は、施行日以後に新法第六條の二第一項の規定により日本行政書士会連合会にされる登録の申請に係る登録について適用する。

8 行政書士会は、施行日において、行政書士会に備えた行政書士名簿その他行政書士の登録に関する書類を日本行政書士会連合会に引き継がなければならない。

9 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、施行

行日前に、あらかじめ、その会則を新法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとらなければならない。

10 施行日の前日において事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員であつた行政書士は、施行日において、当然、当該行政書士会の会員となる。

11 施行日の前日において事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会以外の行政書士会の会員であつた行政書士は、施行日において、当然、従前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

12 この法律の施行前に旧法の規定に違反した行為に係る新法第十四條及び第十七條の規定の適用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

行政書士制度の運営の実際にかんがみ、行政書士業務の適正化に資するため、行政書士の登録事務を日本行政書士会連合会に移譲するとともに、登録の拒否、登録の取消し、資格審査会等行政書士の登録に関する制度を整備するほか、行政書士の受ける報酬及び行政書士の資質向上のための援助に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十年五月三十日

提出者

地方行政委員長 高島 修

住居表示に関する法律の一部を改正する法律

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすいく、かつ、簡明なものにしなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（旧町名等の継承）

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条第三項中「第八条及び前条」を「及び第八条から前条まで」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第五条の二第一項の規定により公示される案に係る町又は字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第五条の二第一項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

理 由

住居表示の実施に伴い町名等を定めるときは従来の名称に準拠することを基本とするとともに、住居表示の実施に伴い変更された由緒ある町名等の継承のための措置を講ずることにより、旧来の町名等ができる限り尊重されるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第二十八号中正誤

ハシ	段	行	誤	正
九八	二	末	男女	男子
九八	三	元	適正な	適当な
九六	一	末	適正な	適切な

昭和六十年五月三十一日 衆議院會議録第三十二号

一〇四六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二四二(大代) 千 105

定価
一〇部
円